

**市・都民税が変わります
平成29年度市・都民税に係る改正点**

① 給与所得控除の改正
給与所得控除の上限額が、左表のとおり引き下げられます。

適用時期	現行	29年度(28年分)	30年度(29年分)
上限額が適用される給与収入額	1,500万	1,200万	1,000万
給与所得控除の上限額	245万	230万	220万

② 日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化
日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人市・都民税の申告などで、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける場合は、「親族関係書類」および「送金関係書類」をそれぞれの申告書に添付または申告の際に、提示しなければならぬこととなります。

③ 金融所得課税の一体化による改正
税負担に左右されずに金融商品を選択できるように金融所得課税の一体化を拡充し、公社債等の利子および譲渡損益ならびに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とします。

④ 公社債等に対する課税方式の変更
28年1月1日以降に納税義務者が支払いを受けるべき公社債等に係る利子所得および譲渡所得等の課税方式について、国債や地方債などの「特定公社債等」とそれ以外の「一般公社債等」に区分し、課税することとなります。

⑤ 株式譲渡所得等の分離課税制度の改組
特定公社債等に係る利子所得および譲渡所得について、上場株式等の配当所得および譲渡所得との損益通算が可能となり、特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以降3年間繰越控除ができることとなります。

税制改正のお知らせ

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部が改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

◆ 個人市民税関係

▼ 医療費控除の特例創設

現行の医療費控除とは選択制で、年間1万2千円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除(所得控除)の特例が新設されました。この特例の適用を受ける場合は現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

▼ 医療費控除の特例(スィッチO T C薬控除)の概要

この制度は、スィッチO T C医薬品によるセルフメディケーション推進の趣旨から設けられた制度です。▼医療費控除の特例(スィッチO T C薬控除)の概要
適用期間 平成29年1月1日～33年12月31日
※30年度の住民税から申告することができません。
※申告の際には領収書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

◆ 固定資産税関係

▼ 固定資産税等(償却資産および家屋)へのわがまち特例の導入拡大

わがまち特例(特例地域決定型地方税制特例措置)とは、法律の定める範囲内で、地方公共団体が固定資産税等に係る課税標準の特例割合を条例で定めることができる仕組みです。青梅市では、この特例割合を定めました。(表1)

◆ 軽自動車税関係

▼ グリーン化特例の延長

27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が1年間延長されました。これにより、28年4月～29年3月に初回車両番号指定を受けた3輪以上の一定の環境性能を有する軽自動車について、燃費性能等に

障害者控除対象者認定書の発行とおむつ使用確認書の交付

◆ 障害者控除対象者認定書の発行

市では、市内に住所があり身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、次の認定基準に該当する方には、所得税や市・都民税の申告の際に障害者控除を受けることができる障害者控除対象者認定書を発行しています。

認定基準

- ① 障害者控除：要介護1～5に認定され、障害高齢者日常生活自立度がAまたは認知症高齢者日常生活自立度がIIの方
- ② 特別障害者控除：要介護1～5に認定され、障害高齢者日常生活自立度がB以上または認知症高齢者日常生活自立度がIII以上の方
- ③ 要介護認定を受けていない方で、医師の診断書等により上記の基準に該当することが確認できる方

◆ 特別障害者控除：要介護1～5に認定され、障害高齢者日常生活自立度がB以上または認知症高齢者日常生活自立度がIII以上の方

必要事項を記入し、押印して高齢介護課(市役所1階)へ申請してください。申請内容の確認と調査を行い認定書を発行します。発行までに1週間程度かかります。

◆ 要介護認定を受けていない方で、医師の診断書等により上記の基準に該当することが確認できる方

申請に必要なもの
 ▼ 障害者控除対象者認定申請書
 ▼ 印鑑(申請者と対象者が異なる場合はそれぞれの印鑑をご用意ください)
 ▼ 介護保険被保険者証
 ▼ 市内の老人施設等に入所している方で、介護保険の保険者が青梅市以外の市区町村の場合は、基準日現在の要介護区分の分かるものおよび主治医意見書の写し

◆ おむつ使用確認書の交付

必要事項を記入し、押印して高齢介護課(市役所1階)へ申請してください。申請内容の確認と調査を行い認定書を発行します。発行までに1週間程度かかります。

◆ 介護保険の要介護認定を受けている方

① 介護保険の要介護認定を受けている方
 ② おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方
 ③ 平成28年に作成された主治医意見書または現に受

◆ 固定資産税関係

▼ 固定資産税等(償却資産および家屋)へのわがまち特例の導入拡大

わがまち特例(特例地域決定型地方税制特例措置)とは、法律の定める範囲内で、地方公共団体が固定資産税等に係る課税標準の特例割合を条例で定めることができる仕組みです。青梅市では、この特例割合を定めました。(表1)

◆ 軽自動車税関係

▼ グリーン化特例の延長

27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が1年間延長されました。これにより、28年4月～29年3月に初回車両番号指定を受けた3輪以上の一定の環境性能を有する軽自動車について、燃費性能等に

表2

対象資産	減額期間	課税標準特例割合	対象となる取得期間	条件等
中小事業者等が経営力向上計画に基づき新規に取得した経営力向上設備等のうち一定の機械および装置	3年度分	2分の1	平成28年7月1日～31年3月31日	販売開始から10年以内で、生産性が旧モデル比1%以上向上し、取得価額160万円以上

◆ 中小企業特例の新設

中小企業等が新規取得した経営力向上に資する機械および装置に係る課税標準の特例措置が設けられました。(表2)

◆ 耐震改修、バリアフリー改修および省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の延長等

適用期限が延長され、30年3月31日までに改修工事を完了した住宅が対象となります。

表1

対象資産	減額期間	課税標準特例割合	対象となる取得時期	条件等
太陽光発電設備	3年度分	3分の2	平成28年4月1日～30年3月31日	経済産業省の認定を受けた設備以外で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得したもの
風力発電設備				経済産業省の認定を受けた設備
水力発電設備				経済産業省の認定を受け、出力が2万kw未満の設備
地熱発電設備				立地適正化計画に記載された誘導建築物の整備に関して取得した家屋および償却資産
バイオマス発電設備	5年度分	5分の4		認定誘導事業者が整備した公共施設等

問い合わせ 市民税課市